

○厚生労働省告示第三百九十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表 11 の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

表の 1035 から 1048 までの項中「

4 あり	アダリムマブ
------	--------

 」を「

4 あり	アダリムマブ, ゴリムマブ
------	---------------

 」に改める。